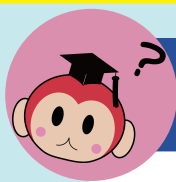


特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加へ向けて

高等学校で「通級による指導」の取組を進めています

通級による指導とは、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別な指導を受ける指導形態です。

高等学校では平成30年度より制度化されました。



通級による指導の制度化で、何が変わったの？

これまで高等学校では、障害のある生徒に対して特別な教育課程を編成することはできませんでしたが、制度化を受け、個別の教育課程として**障害に応じた特別な指導を卒業に必要な単位に加えることができる**ようになりました。

【高等学校卒業までの単位修得イメージ（例）】

(制度化前)

「必修教科・科目、総合的な学習の時間」の単位

「選択教科・科目」の単位

障害に応じた特別な指導を個別に実施しても単位としては認定できない

(制度化後)

「必修教科・科目、総合的な学習の時間」の単位

「通級による指導」の単位

「選択教科・科目」の単位

障害に応じた特別な指導を卒業に必要な単位として加えることが可能に

学校教育法施行規則改正
(平成28年12月)

卒業に必要な最低修得単位数*

*実際は最低修得単位数に加えて通級による指導を実施する場合があります

卒業後の自立と円滑な社会参加へ向けて

学習の困難さ

生活の困難さ

①音声教材の活用等聴く力を活用した学び方の習得

③メモ帳等を活用したスケジュール管理方法の習得

例①文字を読むのが苦手で、授業についていけない

例③スケジュール管理が苦手です大事な提出物を忘れる

②ICTの活用等、自分なりの学び方で学びつつ、自信を回復

④アンガーマネジメントによる感情のコントロール方法を習得

例②学習に自信が無く、意欲がわからない

例④感情の起伏が激しく、トラブルを起こしがち

障害に応じた特別な指導

※指導の内容はあくまで一例であり、実際には保護者の同意を得た個別の教育支援計画をもとに、一人一人の実態にもとづく個別の指導計画を作成し、必要な内容を実施します。

高知県内の県立高等学校では、4校が「通級による指導」の取組を進めているよ！



通級による指導はどんな先生が教えてくれるの？

高等学校での通級による指導は、高等学校の教員免許状を所有している教員が行います。担任や教科担当の教員等と連携しながら、通級による指導での学習が日常の学習や生活で活用されるよう、個別の指導計画を作成し、必要な指導を計画的に実施します。

通級による指導や個別の支援を受けることで、卒業後の就職などが不利にはなりませんか？

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障害を理由とする差別が法律で禁止されました。他の正当な理由が無く、障害があることや、学校で通級による指導や個別の支援を受けていたという事実だけを理由に、雇用者が就職等で不利な判断をすることは、不当な差別に当たり法的に禁止されています。

通級による指導はどうすれば受けることができるの？

通級による指導は、生徒の教育的ニーズや、生徒自身あるいは保護者の方の意向等を踏まえ、学校で十分に協議・検討を行った上で実施を決定します。通級による指導の内容についてより詳しく知りたい、もしくは通級による指導の実施を希望する場合は、まず在籍の高等学校に相談ください。

通級による指導でしか、障害に応じた指導や支援を受けることはできないの？

通級による指導実施の有無に限らず、すべての高等学校において特別支援教育の視点で授業等の工夫を行うことが、平成30年に改訂された高等学校学習指導要領で明示されました。各学校でどのような取組があり、どのような支援を受けられるのかは、それぞれの高等学校にお問い合わせください。

このリーフレットの内容に関するお問い合わせ先
高知県教育委員会 特別支援教育課 電話：088-821-4741